

平成18年度

第2回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成19年2月8日(木) 午後3時～

2 会 場 宇都宮市役所 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表 金沢 力 委員 小林 睦男 委員 金子 和義 委員
池田 順一 委員

保険医・保険薬剤師代表 五味渕 秀幸 委員 中澤 堅次 委員

大和田 恒夫 委員 藤井 卓 委員 村山 茂樹 委員

公益代表 山本 直由 委員 小倉 一智 委員 荒川 恒男 委員

浅川 信明 委員 久保井 忠男 委員 笹野 美江子 委員

坂本 千代子 委員

被用者保険代表 五月女 良一 委員 松本 利之 委員

(以上18名)

4 欠席委員

被保険者代表 新 由美子 委員 半田 和男 委員 吉澤 亜希子 委員

保険医・保険薬剤師代表 小林 豊 委員 土川 康夫 委員

被用者保険代表 入内澤 滋夫 委員

(以上6名)

5 出席職員

市民生活部長 木村 光男 市民生活部次長 矢古宇 哲男

国保年金課長 熊倉 基裕 国保年金課補佐 森山 和夫

管理係長 栃木 邦雄 保険給付係長 岩原 征示

保険税係長	相沢 良一	収納係長	真分 則男
滞納整理係長	加藤 明男	管理係総括主査	増山 計枝

6 会議録署名人 金沢 力 委員 藤井 卓 委員 (議長指名)

7 付議事項

報告第1号 平成19年度 国民健康保険特別会計予算(案)について
(開会 午後3時)

【事務局】 定刻となりましたので、只今から平成18年度、第2回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず始めに、浅川会長に、ご挨拶をお願いいたします。

【会長】 本日は、お忙しい中、第2回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、日頃から国民健康保険事業につきまして、格別なご協力をいただき、感謝を申し上げます。

さて、国民健康保険制度は、構造的に高齢者・低所得者層の加入者が多く、医療費が年々増加する一方で保険税収は伸び悩んでおり、その運営は、極めて厳しい状況になっております。

しかしながら、市民の皆様方が、安心して医療が受けられるよう、本協議会もその機能を充分発揮し、本市の国民健康保険事業が、健全に運営できるよう、努力していく必要があるかと考えているところであります。どうか委員の皆様におかれましても、今以上のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

本日の案件は、「平成19年度国民健康保険特別会計当初予算案」であります。委員の皆様方の、活発なるご意見をお願いいたしまして、簡単ではありますが、挨拶といたします。よろしく、お願いいたします。

【事務局】 それでは会議に入りますが、会議の進行につきましては、規定により、
浅川会長にお願いいたします。

【議長】 それでは早速、会議次第に従いまして議事を進めてまいります。
最初に、事務局から定数の報告を求めます。

【事務局】 本協議会の定数は、24名であります。本日、出席されている委員の方は、
18名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第8条の規定による半数以上の委員
の出席に該当し、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立すること
をご報告いたします。

【議長】 次に、会議録署名人の選出に移りますが、議長の外2名を会議に諮って決め
る、ということになっておりますが、議長一任としてよろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

【議長】 それでは、金沢委員と藤井委員に、お願いいたします。

では早速、議事に入ります。まず、報告第1号「平成19年度国民健康保険特別会計
予算案について」事務局の説明を求めます。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【議長】 事務局の説明が終わりました。皆様方のご質問をお願いいたします。

【荒川委員】 国民健康保険歳入の保険税の収納率はどのくらいで見込んでいるのか。

また、河内町・上河内町の前年度収納率と宇都宮市の関係はどのようになっているのか
をお聞きしたい。高すぎる国保税を引き下げるには一般会計からの繰入も社会保障と
いう観点から必要だと思っているが、一般会計からの繰入金については、詳しい内訳
が知りたい。保健事業はもっと充実すべきだと思っているが、予算措置でどのように
充実されているのか具体的にお聞きしたい。

【事務局】 収納率は現年度では、17年度85.78%が、18年度86.69%を見込
んでいます。河内町・上河内町の収納率は4ページの参考資料1に載せてあります。

18年度決算については概ね前年度を上回るものと推計しています。

一般会計の繰入金については、宇都宮市分として基盤安定繰入金が14億9千7百万円余、職員給与費が3億4千万円余、一般事務費が3億9千万円余、出産育児一時金の補助が1億6千万円余、財政安定化支援事業が1億円、前納報奨金分が4千万円余、こども医療費などの現物給付に対する国庫補助ペナルティの減額分の補填が5千万円余、基金繰入金が4億7千万円余となっています。17年度決算の内訳は、職員給与費が3億円余、一般事務費が3億円余、出産育児一時金の補助が1億4千万円余、前納報奨金分が3千4百万円余、財政安定化支援事業が1億円となっています。

保健事業については、19年度は新たな事業は予定していないが、河内町・上河内町についても、宇都宮市の事業にすべて統一することになるので、対象者が増えることから予算額が増額となります。

【荒川委員】 最初の話に戻りますが、そうすると19年度の保険税収納額は、収納率86.69%で見込んでいるということになるのか。16年度から住民税の老年者控除がなくなり、年金額が変わらなくても税額が増えることになったが、国保税においては激変緩和が行われていると思うが、そのような人は来年度は今年度よりも税額が高くなるのか。

【事務局】 激変緩和措置により18年度は13万円の上乗せ控除があり、19年度は7万円の上乗せ控除となり、結果的には今年度より来年度は約5千円税額が増えてしまう。現年度の収納見込みですが、これは毎年1%ずつ伸ばして、5年後には90%にすることを目標としているため、19年度には87.46%で予算を組んでいます。

【荒川委員】 国保税については87.46%の収納率で歳入を見込むということだが、一般市税は96%、97%の収納率で歳入を見込んでいる。国保税は収納率が低いため10%も差がある。その収納率の低い分を国保税を納めている人にかぶせて、87%で予算を組むことは認められない。負担が増える中、少しでも負担を軽くするための

財政安定化の一般会計からの繰入金が1億円としばらく変わっていない。河内町・上河内町は収納率がいいのに、合併したばかりに2町の国保加入者にも負担がかぶってしまう。そういう状況もあるのに一般会計からの繰入が毎年1億円で推移しているのも納得いかない。平成17年度の中核市の財政安定化のための一般会計からの繰入を見てみると、宇都宮市は1人あたり823円であるが中核市平均は4,230円で、中核市平均の5分の1しかない。これらを見ると、いつまでも1億円と言ってないで、国保が社会保障として成り立つような予算を組むのが本当ではないかと思う。歳入については納得がいく予算案ではない。

【事務局】 国保は低所得者を多く抱えています。その中で、払えるのに払はない人に対して納税相談や休日臨戸をして、最終的には差し押さえをして滞納者を減らすよう努力していますが、結果的には87%になってしまいます。1億円の繰入については、財政課との協議のうえ決めています。今後、機会をとらえて検討していきたい。

【荒川委員】 収納率が低いのは集める側の保険者の責任なので、足りない分は保険者が持つような歳入の予算を組むべきではないかと思う。

【議長】 そのほかにありますか。

【中澤委員】 国保税を払っていない人が医療機関にかかる時にはどのような対応をしているのか。

【事務局】 2年間全く払っていない約2千世帯に資格者証を出しています。納税相談などで払っていただいた人には短期証を出しているので、その人たちは医療機関において3割負担で受診できます。さらに資格者証は一旦10割負担で受診しますが、そのあと短期証になると過去2年間に遡って10割で払った医療費について7割分を返還しています。

なお、急病で緊急を要する場合には、その場で保険証を出しています。緊急を要しない場合には分納の相談を行い、短期証を出すような形をとっています。

【議長】 そのほかにありますか。

【山本委員】 市税の滞納者は市税を払わなくてもサービスは受けるが、国保税の滞納者は税金は払っていないが給付も受けていないので、その人の分の歳出は無い。それなので、市税と国保税は一緒の考え方をしなくていいと思う。

【事務局】 たしかに資格者証の人は10割払っていますが、資格者証の人が短期証に切り替わると2年間遡って7割分を給付するので、資格者証の人すべてが給付を受けていないわけではありません。

【議長】 そのほかにありますか。

【小林委員】 国の制度との関係についてお聞きしたい。平成17年12月の3大臣合意の内容ですが、保険者支援制度で国が2分の1、県と市が4分の1ずつというのがありますが、それはこの予算書のどこに入っているのですか。また、高額医療費共同事業は国が4分の1、県が4分の1となっていますが、予算書の共同事業負担金のところでいいのですか。また、国保財政安定化支援事業は一般会計から繰入れている財政安定化支援事業の中には入っているのですか、以上3点お聞きしたい。

【事務局】 保険者支援制度は一般会計繰入金の基盤安定負担金の中に入っています。次に、高額医療費共同事業は、歳出の高額医療費共同事業拠出金に対する国と県からの負担金で、歳入の国庫支出金と県支出金の中に含まれています。次に財政安定化支援事業ですが、宇都宮市は定額1億円となっていますが、一般的には地方交付税として国から各自治体に交付している額になります。今年度宇都宮市は不交付団体なので、国からは交付されていません。

【小林委員】 この3点については21年度まで国が交付税措置をしようとしているが、宇都宮市にとっては、どのような影響があるのか。国保税というのは宇都宮市だけではどうにもならない。国の大きな医療制度の中で改善を求めなくてはならないものなので、国保の財政についても国と宇都宮市とでリンクするものなど説明があれば助か

る。細かいものについてはまた改めてお聞きしますので、そのときはよろしくお願
い
します。

【議長】 ほかにご質問はありませんか。ないようですので、次にその他の「国における
税制改正の影響について」の説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【議長】 事務局の説明が終わりました。皆様方のご質問をお願いいたします。

【藤井委員】 今の影響額というのは宇都宮市だけの数字のようですが、19年度は合併
するので、実際には税収への影響はもっと増えますよね。

【事務局】 18年度末の世帯数で試算したので宇都宮市だけの数字になっていますが、
現実には19年度は2町の分も加わりますので税収はもう少し増えます。

【金子委員】 賦課限度額の世帯の保険税とそれ以外の世帯の保険税を教えてください。

【事務局】 賦課限度額の世帯の保険税は約25億円です。

【金子委員】 全体で166億円ぐらいだから、この人たちが約14%出しているという
ことになるのか。

【事務局】 そうです。

【議長】 ほかにご質問はありませんか。ないようですので、次にその他に移ります。委
員の皆さん何かございますか。

【荒川委員】 20年度から新たに75歳以上が加入する後期高齢者保険制度が始まるが、
そうなると国保の運営は楽になる見通しはあるのか。国はどのように言っているのか。

【事務局】 国保が受ける影響ですが、今までの老人保健拠出金がなくなりますが、新た
に後期高齢者保険制度に対する支援金を納めるようになります。その算出のしかたに
ついてはまだ示されていないので、財政が楽になるかどうかはまだわかりません。

【荒川委員】 介護納付金は最初は少なかったが、だんだんうなぎ上りに高くなっていた
ので、この支援金についてもいつのまにか老健拠出金以上の額になってしまうことの

ないように、国に対してきちんと意見を言うことが大切だと思う。情報収集も含めてよろしくお願ひしたい。

【議長】 そのほかにありますか。ないようですので、次に事務局から何かありますか。

【事務局】 (研修会の日程、次回の運営協議会の予定について説明)

【議長】 それでは、本日予定されておりました案件はすべて終了いたしましたので、これをもちまして会議を終了させていただきます。長時間、熱心なご討議をしていただき、ありがとうございました。

【事務局】 以上をもちまして閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

(閉会 午後4時12分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員